

○議長 大城真孝君

ただいまから令和2年第2回南部水道企業団議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程に入ります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 大城真孝君

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、4番浦崎みゆき議員、5番大城毅議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長 大城真孝君

日程第2. 会期の決定について議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長 大城真孝君

日程第3. 諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果に関する報告がありましたので、写しをお手元に配布しております。

朗読は省略します。議長の報告を終わります。

次に、企業長の報告の前に企業長から挨拶の申し出がありますので、許します。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

皆さん、おはようございます。4月1日に企業長に就任して3カ月になろうとしております。最初の議会でございますので、就任の挨拶を申し上げます。

平成24年、いまから8年前に企業長を退任しまして、再び企業長という要職を仰せつかり、身の引き締まる思いでございます。

ご存じのように水道事業は町民生活を支える重要なライフラインであり、安全安心な水を安定的に供給する使命があります。

現在、当企業団の水道事業を取り巻く環境は南風原町、並びに八重瀬町の国道や県道のバイパス工事、拡張工事等と並行して区画整理事業などにより都市化が進められ、人口も伸びてきている状況であります。

しかしながら、水需要については低迷をしており、料金収入はそれほど増加が期待できない状況であります。

このような状況下において復帰後に整備した施設が更新時期を迎えてきていることに加えて、老朽化している管路の計画的な更新、耐震化、そして都市化の進む地域への管路の拡張、水質管理の徹底などへの取組が重要であり、引き続き進めていきたいと考えております。

そのためには、今後ともより一層の水道事業の効率化と経営の健全化に努めていく必要があるものと考えております。

最後になりましたが、給水区域である南風原町、並びに八重瀬町の皆様により信頼される企業団となるよう頑張っていきたいと思っております。

今後とも議員各位の皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、就任の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長 大城真孝君

諸般の報告をお願いします。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

諸般の報告を行います。

理事会についてでございますが、令和2年5月12日（火曜日）及び6月25日（木曜日）に南部水道企業団大会議室にて理事会を開催しました。

各付議事項については、次のとおりとなっております。第5回理事会、令和2年5月12日（火曜日）、付議事項は（1）水道料金の支払猶予及び減免等についてでございます。

2ページをお開き下さい。読み上げて報告します。承認第1号・水道料金の支払猶予及び減免等について。

新型コロナウイルス感染症対策本部において、生活不安に対応するための緊急措置が決定され、「新型コロナウイルス感染症の影響により、公共料金の支払が困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう要請する」こととされたことを受けて、当企業団においても水道料金の支払を猶予し、納付期限の延長を実施しているところであります。また、県内の他の市町村における基本料金の減免等の実施状況等に鑑み、当企業団においても基本料金の減免について実施したく、承認を求めます。

なお、令和2年6月定例会にて今回の収入減につきましては、地方公営企業法（昭和27年法律

第292号)第24条第2項の規定により、改めて補正予算減の議案を提出致します。

令和2年5月12日提出、南部水道企業団企業長 多和田眞次。

1の付議事項については、以上でございます。

第6回理事会、令和2年6月25日(木曜日)の付議事項は、(1)6月定例会への提出議案について。①報告第1号・令和元年度南部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告でございます。

(2)南部水道企業団理事会運営規程についてでございます。

次に報告事項、(1)給与問題の報告について、未払い者11名については、4月給与支給日に全員に支払い済みです。

令和2年度予算については、1款：水道事業費用、3項：特別損失、2目：過年度損益修正損、節：過年度損益修正損(1,987千円)であります。

過払い者9名については、4月給与支給日に6名から返金して貰いました。

尚、内3名については分割払いとしております。また、6月給与支給日から1名が分割での返金を開始しております。

残り2名については、死去した職員については、遺族に支払いの猶予を与えているところです。

残りの1名については、給与訂正に伴う清算の通知をし、承諾して頂けるように説明しているところです。

令和2年度予算については、1款：水道事業収益、3項：特別利益、1目：過年度損益修正益、節：過年度損益修正益(2,581千円)であります。

両町民へは、理事会または議会への報告と同様に、ホームページ及び広報紙に掲載しまして説明責任を果たしていきたいと考えております。給与問題については、以上です。

次、入札結果についてでございます。1の方から順次読み上げて報告したいと思います。1.入札日が4月16日、水質検査業務、履行期間は令和2年4月21日から令和3年3月31日、履行場所は給水区域内、予定価格が743万6,000円、落札額が726万円、落札率が97.6%、落札者は一般財団法人沖縄県環境科学センターでございます。

2.入札日が4月24日、調定支援業務、履行期間が令和2年5月1日から令和3年3月31日、履行場所は給水区域内、予定価格が2,082万円、落札額が2,057万円、落札率が98.8%、有限会社まるや開発が落札しております。

3.入札日が4月24日、給水装置検査業務、1回目の入札は不調になっております。指名業者を入れ替えて次の4番で同じ給水装置検査業務の入札をしましたところ、それも不調になりまして、5番の給水装置検査業務を随意契約でやっております。履行期間は、令和2年6月1日から令和3年3月31日。

2回の指名競争入札に付したが落札者がなく改めて競争入札に付する時間が無い事を考慮し、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行いました。

落札額は580万円、落札者は、前年度請負者である有限会社まるや開発でございます。

次に第62回水道週間の取組みについてでございます。毎年、水道週間において実施しております水道図画コンクールと水道施設バスツアー見学につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を鑑みて、今年度においては中止する事に致しました。

それで今年度の水道週間の標語は「飲み水を 未来につなごう ぼくたちで」ということで取り組みました。

次に、水道読本の配布、実施内容は、生活に欠かせない水資源について楽しく学習してもらえることを目的とし、小学4年生全員に授業の副読本として配布しました。

配布日が5月25日（月曜日）、対象者は、給水区域内、南風原町、八重瀬町の小学校8校、4年生963名分でございます。

次に、企業団施設等における水道週間立て看板、横断幕、のぼり設置、これは設置が5月29日（金曜日）・6月1日（月曜日）に設置しております。

場所は、南部水道企業団庁舎と摩文仁浄水場でございます。

その他水道施設の点検等、国道のパトロール、幹線管路パトロール、水道施設の除草作業等を今回の水道週間では行いました。以上で諸般の報告を終わります。

○議長 大城真孝君

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4. 一般質問

○議長 大城真孝君

日程第4. 一般質問を行います。

それでは通告書のとおり5番大城毅議員の発言を許します。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

おはようございます。多和田企業長には、私初めてですけれども、以前にも企業長としてここで頑張っておられたということで、また、改めて先程挨拶にありましたように、企業団が町民の皆さんに期待されるような業務が運営できるように指導していただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、一般質問に入らせていただきます。先程の報告にもありましたけれども、新型コロナウイルスでの経済支援策としての徴収猶予、基本料金の半額免除というのが行われたというふうに伺っております。

そこで、まず1番目に徴収猶予の件数、これが何件あったのかお伺いいたします。

それから給与問題についても先程報告がございましたけれども、改めてこの場でお伺いします。

給与問題について両町民、水道利用者への説明責任をはたすべきだがどうかという趣旨での質問です。

(1) いわゆる給与問題は2020年度予算で解決されたことになっているがというご質問、それから(2) 過大支給として返還されるべき金額(人数)と改めて支払われるべき過少支給の金額(人数)は、時効にかかる前と時効成立後、最終的に清算されることになった金額(件数)をそれぞれ示していただきたいということです。

それから(3) その差額は水道利用者が負担したことになるのかということでございます。

(4) 幹部職員の給与の返上はどういう意味合いになるのかということでお伺いします。それと、会計上の処理はどうなるのかということでございます。

(5) この件に関し、アドバイザー会議を設置、開催し解決への提言を仰いだ経緯もあります。それらを含め、問題解決までの経緯を明らかにし、両町民、水道利用者への報告説明がなされるべきではないかということでございます。

(6) その報告を議会への文書による報告書なりで説明し、南部水道企業団のホームページに掲載、あるいは機関誌「ちゅら水」などに掲載する必要があると考えるがどうかということでございます。ご答弁よろしくお願いたします。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

新型コロナウイルスでの経済支援策としての徴収猶予、基本料金の半額免除についてですが、新型コロナウイルスに係る住民への経済支援として、水道料金4月請求分以降の支払猶予の申請受付を開始し、現在までに9件の猶予申請がございます。

続いて、2番目のいわゆる給与問題について両町民、水道利用者への説明責任をはたすべきだがどうかということでございますが、令和2年度予算において、給与訂正に伴う職員からの返金及び、職員への未払金を計上し、その手続きに移行したことで、これまでの停滞した状況から前進させることができたと思っております。理事会または議会へは報告書という形で提出したいと考えております。

次に、過大支給として返還されるべき金額(人数)と改めて支払われるべき過少支給の金額(人数)は、時効にかかる前と時効成立後、最終的に清算されることになった金額(件数)をそれぞれ示していただきたいということでございます。

まず、過払者が9名でございまして、給与訂正時差額相当額が561万8,000円でございます。最終清算額が258万1,000円で、時効消滅相当額が303万7,000円となっております。

未払者11名につきましては、給与訂正時差額相当額が198万7,000円、最終清算額も198万7,000円で、時効消滅相当額はございません。

次に、その差額は水道利用者が負担したことになるのかということでございますが、給与訂正に伴う差額を職員へ通知するまでに時間を要したことにより、過払い分の額が時効により消滅するこ

とになりました。

管理職以上の職員は、その道義的責任を痛感して、4月支給分の給与から6カ月間、給料月額を減額することとしております。

次に、幹部職員の給与返上はどういう意味合いか。会計上の処理はどうなるか。

管理職以上の職員については、給与条例の特例を設けて、「給与に係る問題について、給料訂正後から清算までに時間を費やしていることに対し、道義的責任を痛感している」ことから、4月支給分の給与から6カ月間、給料月額を減額することとしております。

会計上の処理ではなくて、給料月額に対して職務の級に応じ、7級は100分の10、6級は100分の5の割合を乗じて得た額を給料月額から減額しております。

質問の5と6につきましては、関連しますので一括してお答えします。

ご指摘のとおり、理事会・議会に報告して、両町民へも企業団ホームページや広報紙等にも掲載し、説明を行っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

どうもご答弁有難うございました。再質問をさせていただきますが、まずコロナ関連の経済支援策としての徴収猶予と、それから基本料金の半額免除についてですけれども、企業長の報告の中にもありましたけれども、他市町村の動向も鑑みというふうなことでございました。

県内でここだけが組合方式ですので、他はそれぞれ自治体としてしているわけです。そこで他の団体の状況、例えば、いつ決めて、どういう内容だったのかについて、調べてある範囲で結構ですので、お聞かせ下さい。

○議長 大城真孝君

休憩します。

休憩（午前10時18分）

再開（午前10時20分）

再開します。

○議長 大城真孝君 経営課長。

○経営課長 酒本隆志君

コロナウイルス感染症の影響による水道料金支払いの猶予の実施についてということで、企業団の方では4月28日に内部の決裁を得て、5月8日に支援策方針を決定して、5月12日の理事会において猶予実施の報告と減免について理事会に諮りました。

先程、企業長の諸般の報告の方に理事会での承認を得た文書も添付してございます。

企業団の方で4月28日に猶予の決裁を受けていますが、それ以前に南風原町区画下水道課、八重瀬町土木建設課、公共下水道と農排、漁排を持っていらっしゃいますので、下水道に関しては猶予ということで、水道とセットということになりますという説明も加えながら、ちょうどその頃、

役場も隔日勤務、在宅勤務の体制に入っていて、それぞれの役場に集まることなく、三方で情報交換しながら、4月28日最終的に事務レベルで決定を諮ろうということで、大会議室の方に課長と担当の方集まっていたいて、そこで最終確認をして理事会に諮ったという経緯でございます。

いまお手元にお配りした資料の方は、理事会の時点ではまだ猶予と減免、実施してない事業体もあったわけですが、その後の追加があったところを加えた資料でございます。以上で終わります。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

どうも有難うございます。この資料はいま渡されたばかりですので、すぐ読み込むことはできませんが、いま決定の経緯も4月28日と5月12日の理事会などの説明がありましたが、これは他の市町村と比べられているかどうかよくわからないんですけど、決定の経緯も私聞こうと思ったんですけど、いまございましたので省きますが、例えば、他の町村は自治体の中ですから意思決定はスピーディーだろうと私素人なりに考えまして、ただ企業団方式となると、両自治体との調整が当然必要ですから、そういうことがあって決定の速度が遅くなった経緯はないのかなという意味で、企業団方式になっているがために他の自治体よりも時間がかかったということはありませんかということですが、これについてはいかがでしょうか。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

企業団方式であるがゆえに対応が遅れたということではなくて、先行した事業体の動向等を踏まえて、より需要者に配慮した猶予及び減免の方に時間を要し、遅くなったという認識でございます。やはり他の事業体の動向を見ながらやらないと先走ることになるわけです。その結果、そんなに遅れたというふうな認識は持っておりません。ちょうどタイミングが良かったのかなというふうなことでございます。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

それは他所の自治体がどのタイミングでこれを決めたかというのも後で調べて報告いただけませんか。他の事業体の決定の経過、それも聞かせていただければ有難いと思います。

それから猶予の他に基本料金の半額免除、付けられた資料、私たちの家の方にも郵送されてまいりましたので見ておりますけれども、カラーの日程表ですけど、これが1,633万8,000円ということで見えております。企業団全体としては、基本料金の半額、掛ける3カ月ということで、基本料金、普通はあまり気にしないんですけども、1,600万円という大変な金額になるわけで、それだけ利用者の皆さんに還元というか、コロナ対策で軽減を行ったということですが、なかなか利用者の皆さんからすれば気づきづらい、今度はちょっと安いぐらいに感じたかもしれませんが、こういうことがあったのかということまで果たしてわかってもらっているのかなというのは、私気にはなる

んですけれども、新聞にも報道されましたし、見ている人は見ているだろうと思って、ただ、やはり1,600万円余りとなると、大変大きな金額ですので、そういったことについて、もうちょっと利用者の皆さんにもお知らせできたらいいなという思いもあります。

それから金額は、私聞こうと思っていましたが、1,600万円余りと答えが出ていますので、これは報告にもありましたが、予算補正の必要があるだろうと私は思ったものですから、ところが今度の議会の議案にもないと、理事会の報告の中では6月定例の議案にするということになっていましたが、これが必要なかどうかということと、それから今回提案されてないのはどういう経過なのか。それをお聞かせ下さい。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

理事会の方では減額した金額4,900万円につきましては、今回の補正予算にあげようと思っていたんですけれど、まだ令和2年度の事業も始まったばかりで、これから猶予とか、いろいろな減に伴って、収入がどう動くかわからないような状況で、少し待って、ある程度、金額が固まって、他の収入も含めて、その時点で今回補正にあげようと思って、今回の議会には上程してないわけでございます。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

有難うございました。それと次の給与問題に関してですけれども、これも企業長報告の中で既に答えが出ているような感じでありますので、あまり突っ込むつもりはないんですけれども、それでも質問しておりますので、理事会や議会への報告書という形で、この経緯も含めて理事会への報告はこの中に載っておりますので、ざっと見ましたけれども、経緯までずらずら詳しく対町民に対してやる必要はないにしろ、今後の教訓にするという意味では、やはり対議会、対理事会などについては、私はそういった経緯も含めて報告いただきたいと思いますが、この点はいかがでしょう。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

これまでもこの給与問題につきましては、広報紙等を通じて職員給与訂正の進捗状況の報告を行ってきております。

今後もホームページ、あるいは広報紙等で報告を行っていきたいと考えております。以上でよろしいでしょうか。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

幹部職員の皆さんには10%、5%それぞれ級に応じて減額をしてもらっているということですが、この金額はどういうふうになるのか、この答弁書とかでは読み取れないんですが、これはどういうふうになっておりますか、できれば6級と7級別に示していただくと有難いで

すが。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

人数と総額についてでございますが、7級職員が1人、金額が26万6,760円、6級職員が4名、48万7,200円で、減額合計が5名で75万3,960円でございます。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

このような折に、それぞれの皆さんが減額75万3,000円というのは、6月での合計の総額だということになります。これは道義的責任をこういう形でしたということですから、時効で消滅した額は303万円なんです。これに対していまの75万円となりますと、単純に比較すれば5分の1以上になるということですから、それは道義的責任ということではちょっと内容がよくわかりにくいんですが、そうするとその差額303万円マイナスと75万円の差額が生じるわけですけど、これは町民の水道利用者の皆さんの負担というふうな理解で間違いはないですか。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

今回、差額の話が出ましたけれども、今回減額をした感じでございますけど、これは時効になった金額を補填するというものではございません。あくまでも時間を要したことに対して、道義的な責任ということで今回やっているわけでございます。その差額について水道料金と、そういうふうな考えでやっていることではございません。ご承知を願いたいと思います。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

いまのご答弁では道義的責任であって補填ではないという説明でしたので、その差額は私の表現で言えば、町民に負担をしていただいておりますと、こういう理解になるわけですね。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

金額的に町民の負担ということではなくて、法律的に時効というものは成立しているわけでございます。法的な問題でありますので、町民が負担した金額という解釈にはならないと思います。以上です。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

法的にそういう時効がどうしても生じるんだから、それは法律の理解として間違いではないと思いますけれども、しかし、町民には全く何の落ち度もないと。ところがその分、企業団が全体として被った差額になるわけですよ。

それをあとから法的に生じた金額であって、こちらは道義的な負担であって、その差額について

は、それが即ち町民の負担ではないとなる説明には私はならないと思うんですが、改めてもし見解ございましたら、お聞かせ下さい。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

これはあくまでも道義的な責任でもって管理職5名の給与の減額をしたということでございますので、その時効になった金額が結果的には水道料金で町民の負担になっているのではないかと問われましたら確かにそうでございますけど、ただ、これは法律で時効が成立していることでございますので、我々が意識的に町民負担をさせているということではございません。

ただ、先程から申し上げているとおり、長期間に要したことに対する道義的責任があったというふうなことで理解をしていただきたいと思います。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

もちろん意図的に町民に負担させることはないとは私は理解しますが、結果として、そういうふうにしかならないと外から見ればならないでしょうということを指摘しておきたいと思っております。

まだお一人説明しているという方がおられるようですが、そうしますと、この理事会や議会への報告と、それから町民への広報、ホームページ含めて、これの時期はいつ頃になりますか。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

これ4月、本年度の令和2年度で清算しておりますので、今度、新しい広報紙、それで報告をしたいと思っております。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

これは何度も企業長おっしゃるように、ちょっと時間を要してしまっていて、皆さんからすれば、極端に言うと、忘れるのを待っているのではないかという見方も残念ながらあったりします。

そういうことはなくて、いま努力をしているんだということで、私たちも説明をしておりますけれども、今度の予算でおおよそこういうふうになったよという話をしておりますけれども、それは私たちももちろん一緒になってやっていることですから、それなりの責任はありますけれども、やはり執行部の方できちんとそれを証明するのが筋だろうというふうに思っておりますので、ぜひいま答弁いただいたような形で速やかな報告をお願いしたいと思います。終わります。

○議長 大城真孝君

これで一般質問を終了いたします。

日程第5. 報告第1号

令和元年度南部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長 大城真孝君

日程第5. 報告第1号・令和元年度南部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告について、企業長より報告を求めます。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

報告第1号

令和元年度南部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和元年度南部水道企業団水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について、次のとおり報告します。

令和2年6月30日提出

南部水道企業団企業長 多和田 眞次

内容等につきましては、次長から説明させたいと思います。

○議長 大城真孝君 次長。

○次長 玉城秀樹君

次のページをお開き下さい。私からは令和元年度南部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書について、ご説明いたします。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額は、予算科目は款、資本的支出、項、建設改良費、このことにつきましては、固定資産に計上する科目となっております。

事業名は、送配水管整備事業、予算計上額は2億2,505万8,000円です。支払義務発生額6,614万4,132円は、令和元年度に建設改良費の事業を完了した額となっております。

翌年度繰越額1億5,877万5,500円は、予算計上額2億2,505万8,000円から支払義務発生額6,614万4,132円及び、不用額の13万8,368円を差し引いた額となっております。

財源内訳につきましてはですが、負担金の217万5,800円は、次のページの繰越工事一覧表のナンバー2、配水管布設工事R1-3において消火栓設置工事費として東部消防署から収入するものです。また、財源内訳に戻りますが、過年度分損益勘定留保資金。

○議長 大城真孝君

休憩します。

休憩（午前10時41分）

再開（午前10時43分）

再開します。

○議長 大城真孝君 次長。

○次長 玉城秀樹君

財源内訳、こちらから説明します。財源内訳につきましては、負担金の217万5,800円があります

が、次のページの繰越工事一覧表のナンバー 2、配水管布設工事 R 1 - 3 において消火栓設置工事費として東部消防署から収入するものでございます。

また、財源内訳に戻りますが、過年度分損益勘定留保資金1億5,659万9,700円は、自己財源でございます。

次に不用額13万8,368円は、左の予算計上額から支払義務発生額及び翌年度繰越額を差し引いた額となっております。

翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額はありませんので、0円を計上しております。

予算が翌年度に繰越となった説明としましては、事前協議に時間を要した為、また、関連工事が工期延長した為でございます。

詳細につきましては、次のページ、繰越工事一覧表に記載しております。また、その次のページには位置図を添付してございますので、お目通しのほど、よろしくお願ひしたいと思います。以上で、私からの報告を終わります。

○議長 大城真孝君

これで、令和元年度南部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告を終わります。

お諮りします。会議規則第39条の規定により、令和2年第2回南部水道企業団定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第2回南部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

南部水道企業団議会 議長 金城 秀雄

署名議員 (議席番号4番) 浦崎 みゆき

署名議員 (議席番号5番) 大城 毅